

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第5区分
 【発行日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【公開番号】特開2004-11034(P2004-11034A)
 【公開日】平成16年1月15日(2004.1.15)
 【年通号数】公開・登録公報2004-002
 【出願番号】特願2002-162725(P2002-162725)
 【国際特許分類第7版】

D 0 6 M 11/44
 D 0 6 M 11/46
 D 0 6 M 11/71
 D 0 6 M 11/84

【F I】

D 0 6 M 3/04 Z
 D 0 6 M 3/08
 D 0 6 M 3/10 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月9日(2004.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

同一加工機内にウール、水、及び浸透剤を投入後、常温で浸漬して前処理し、次いで、先ず酸性溶剤、次に第1アルカリ性溶剤、続いて第2アルカリ性溶剤を、各々常温又は低温域で順次、適宜な間隔を設けて連続投入した後、加熱し、一定時間浸漬することを特徴とする物性の優れたウールの製法

【請求項2】

上記酸性溶剤が、過酸化水素水であり、第1アルカリ性溶剤が次亜塩素酸塩の溶剤であり、且つ第2アルカリ性溶剤がピロリン酸塩の溶剤である請求項1に記載の製法

【請求項3】

上記第2アルカリ性溶剤を投入後、一定時間浸漬し、さらに充分洗浄後、加熱して煮沸する処理を行う請求項1又は2に記載の製法

【請求項4】

請求項1～3のいずれかの製法で得られた物性の優れたウール

【請求項5】

上記物性が耐洗濯性である請求項4に記載のウール

【請求項6】

上記物性が、消臭性である請求項4に記載のウール

【請求項7】

上記物性が抗ピリング性である請求項4に記載のウール

【請求項8】

上記物性がマイナスイオン放射性である請求項4に記載のウール

【請求項9】

上記耐洗濯性が、防縮性、耐光洗濯性、摩擦性である請求項5に記載のウール

【請求項10】

上記物性が染色堅牢性である請求項4に記載のウール

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 脂付き原毛ウールや洗化炭処理ウール、天然洗剤や合成洗剤で洗毛処理されたウール等にも適用出来る。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(2) ウールの原毛(スカッド洗毛を含む)、トップフリース(紡毛、そ毛紡用)、糸(紡毛、そ毛紡績糸、空気精紡糸、単糸及び撚糸)、生地(編み、織り、及び不織布)、半乃至完成品も適宜同様に適用することが出来る。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

次に本処理は常温又は低温で、適宜な間隔を設け、各溶剤を順次、連続投入する。先ず(A)酸性溶剤を投入する。この際の酸性溶剤としては、代表的には酸化物質、更に具体的には過酸化水素の水溶液を好ましいものとして例示出来、その濃度は通常35%過酸化水素水が好ましく使用される。この際、他の酸性溶剤も使用出来、必要に応じ2種以上併用しても良い。また場合によっては酸性溶剤の一部を最後に分割して使用することも出来る。酸性溶剤は大量に使用するのを基本とし、そのウールの織度に応じて使用量を調整する。通常はウール総重量に対し、約10~30重量%好ましくは15~20重量%程度である。浸漬時間は30~720分好ましくは60~90分程度である。